

高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年3月19日高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県漁業災害対策資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本資金は、次の各号に該当する被害を受けた漁業者が、融資機関から借り入れる施設等の復旧に必要な資金（以下「施設資金」という。）又は生産活動の再開等に必要な資金（以下「経営資金」という。）に対して、市町村が利子補給を行う場合に県が補助することにより、早期の復旧と再生産、経営の安定に資することを目的とする。

(1) 暴風雨等の災害によるもの

(2) 県が指定する社会的・経済的環境の変化等によるもの

(補助の要件)

第3条 本資金は、市町村が行う利子補給事業であって、次の要件を満たしたものに対して適用する。

(1) 融資対象者は、市町村長が、別表1の被害基準に該当する旨を認定し、本資金を貸し付けることを適当と認めた者（以下「被害漁業者」という。）であり、県税を滞納していない者とする。

(2) 市町村長は、融資機関と利子補給契約を締結すること。

(3) 利子補給事業の対象とする融資機関は、高知県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合であり、県税を滞納していない者とする。

(被害認定及び借入手続)

第4条 資金の借入れを希望する被害漁業者は、第2条第1号に該当する借入れは別記第1－1号様式を災害発生の日から4ヵ月以内（養殖業者にあつては1年以内）、第2条第2号に該当する借入れは別記第1－2号様式を1年以内に市町村長に提出し、市町村の被害認定書を融資機関に提示して、借入申込みを行うものとする。

(融資条件)

第5条 この資金の融資条件は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、漁業近代化資金の金利変更があつた場合は、別表3により別表2の貸付利率等を変更することとし、また、次条についても同様に変更を行う。

(補助金の額)

第6条 県が市町村に対して交付する補助金の額は、別表3の貸付利率以内になるように市町村が利子補給した金額のうち、別表2で定める基準金利から別表3で定める貸付利率を引いた利率で計算した金額の2分の1以内の額とする。

(補助金交付対象期間)

第7条 補助金の交付対象とする期間は、貸付実行のあつた日から、施設資金にあつては7年間、経営資金にあつては5年間とする。ただし、償還後、再貸付した場合も当初貸付実行のあつた日から5年間とする。

(補助金交付の承認手続)

第8条 被害漁業者に対し利子補給事業を行おうとする市町村は、あらかじめ別記第2号様式による補助金交付承認申請書に次の書類を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 市町村の利子補給要綱（最初の申請時のみ）

(2) 資金借入申込書の写、被害認定書の写及びその他借入申込に必要な書類

(3) 被害漁業者及び融資機関の納税証明書（借入申込日から遡って1ヶ月以内に発行された、納期限が到来した県税について滞納がない旨の所管の県税事務所長の証明書）

2 知事は、前項の規定による承認申請書を受理し、適当と認めたときは、補助金交付承認書（別記様式第3号）により当該市町村に通知するものとする。

(貸付実行の報告)

第9条 貸付けを行った融資機関は、貸付実行後10日以内に別記第4号様式による貸付実行報告書を市町村に提出するものとする。

2 市町村は、貸付実行後20日以内に別記第5号様式による貸付完了報告書を県に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする市町村は、別記第6号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 利子補給契約書の写（最初の申請時のみ）

(2) 収支予算書（別記第7号様式）

(3) 事業成績書（別記第8号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの期間にかかる利子補給に要した経費について、それぞれ当該期間満了後30日以内に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請があったときは、申請にかかる内容について審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、その旨を当該市町村に別記第9号様式による補助金交付決定通知書により通知するものとし、通知した日の属する月の翌月中に補助金を交付するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補給金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者（又は間接補助事業者）が別表4に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(資金の取扱い)

第13条 貸付けは、既存の漁業制度資金を優先的に利用するものとする。

2 貸付額は、万円単位とする。

3 約定償還額は千円単位とし、借入金額を償還回数で除し、剰余は第1回目の金額に加算する。

4 貸付実行、資金の払出及び貸付金の管理については、漁業近代化資金の取扱いに準ずるも

のとする。

(検査及び報告)

第 14 条 知事は、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた市町村、融資機関及び借入者に対し、関係帳簿書類、その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

(補助金の返還等)

第 15 条 知事は、市町村、融資機関又は借入者がこの要綱に違反したときは、当該市町村に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 1 月 20 日から施行し、平成 16 年 10 月 20 日以降に発生した暴風雨等による災害について適用する。ただし、施行日以前に発生した災害については、第 4 条で規定する被害漁業者から融資機関への借入申込の期限を、平成 17 年 3 月 31 日まで（養殖漁業者にあっては次の種苗購入時期まで。ただし災害発生から 1 年以内。）とする。
- 2 平成 3 年 9 月 1 日制定の高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱は廃止する。

附 則 この要綱は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 28 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 7 年 7 月 22 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係） 被害基準

第 2 条第 1 号に該当す る被害漁業 者	災害による施設、水産物の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の 10 %以上である者
第 2 条第 2 号に該当す る被害漁業 者	高知県が指定した社会的及び経済的環境の変化等において、その被害を受け た者又は被害を受ける恐れのある者

別表 4（第 11 条、第 12 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。